

緊急提言①（平成 20 年 1 月 6 日）

J A 栃木厚生連の塩谷総合病院撤退にあたっての対応について

塩谷総合病院を運営する J A 栃木厚生連が、平成 21 年 3 月末に同病院の運営から撤退し、経営権を移譲する方針であることが明らかになった。

塩谷地区の中核病院である塩谷総合病院は、これまで地域医療に大きな役割を果たしてきた。J A 栃木厚生連は移譲先を早期に決定するとしているが、地域医療を取り巻く状況が厳しさを増している中、スムーズな移譲には課題が少なくない。そこで県や関係市町、更には塩谷郡市医師会が一丸となった取組が望まれる。

【撤退の理由】

- ・現在まで J A 栃木厚生連による正式発表はないが、「新医師臨床研修制度」導入が契機となった医師不足により、経営難に陥ったからだとされている。また、平成 18 年 4 月の診療報酬引き下げも影響したものと思われる。
- ・塩谷総合、下都賀総合、石橋総合の 3 病院を運営する J A 栃木厚生連は 2006 年度に計約 2 億 4,000 万円の赤字を計上し、このうち塩谷総合病院の赤字分が 2 億円を占めていたことが同厚生連の 06 年度業務報告書で分かった。（平成 19 年 12 月 29 日付け下野新聞）

【経営権移譲の想定シナリオ】

経営権移譲にあたっては、次の 4 通りのシナリオが考えられる。

- (1) 地元要望等を受けて J A 栃木厚生連が運営を存続するケース
- (2) 他の医療機関に経営移譲され、運営が存続されるケース
 - ・県内では、平成 18 年 3 月末に廃止された日光市（旧藤原町）の珪肺労災病院を、独協医大が「独協医大日光医療センター」として引き継いだケースがある。《別添 1》
- (3) 指定管理者制度等により運営が存続されるケース
 - ・「指定管理者制度」とは保育所、ごみ処理施設、体育館、公民館などの「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に代行させる仕組みで、民間事業者の幅広い能力活用が期待されている。県内でも佐野市民病院（佐野市）が、同制度による再建を目指している。《別添 2》
 - ・しかし、塩谷総合病院は公設病院ではないことから、「指定管理者制度」導入にあたっては、地方自治体等が病院施設を買い取り、公設化する必要がある。なお、塩谷総合病院と同様に厚生連が運営する島根県津和野町の津和野、日原共存両病院は、地元津和野町が同制度の導入により運営存続を目指している。
- (4) 移譲先が見つからず、病院機能が存続されないケース

【想定シナリオの検証】

- ・（１）は、塩谷総合病院の収支がＪＡ栃木厚生連傘下の３病院の中で突出した赤字となっており、加えてこれまでの努力にも関わらず収支が改善しなかったことから、強い地元要望があった場合でも判断が覆される可能性は低い。しかし、病院の建設資金の一部を負担した矢板市については、一定の発言権を行使していくことが適当と考えられる。また、（１）の推進のためには、撤退方針に反対している県厚生連労組との連携も考えられる。
- ・（２）と（３）の比較では、「公設民営」により設置者である行政が病院運営に影響力を持ち、不採算分野であっても必要な医療を担保できる（３）が望ましいといえる。しかし（３）は、地方自治体の財政難とスリム化が叫ばれる中、矢板市をはじめとする関係市町が土地・建物、医療機器一式を取得して新たに運営に参加することは考えにくい。また、中核病院の苦境は全県的なものであることから、県が塩谷総合病院だけに出資等の支援をすることも困難と思われる。なお、（３）の場合の受け皿としては塩谷地区２市２町で構成される塩谷広域行政組合も想定される。
- ・（２）は、ＪＡ栃木厚生連が今後移譲先を探すとしているが、関係機関は移譲先に対して補助金交付を含めた必要な支援を行っていくとともに、引き続き安定した地域医療を受けられるよう、注文をつけていくことが欠かせない。

【今後の対応案】

- ・県は塩谷総合病院の撤退にあたり、勤務医が他病院に異動することがないように、派遣元の大学に対して要請したことを明らかにした。これは珪肺労災病院の廃止決定後、派遣医師の引き揚げが相次いだことを踏まえての対応である。移譲先の決定までに、これまで塩谷総合病院が担ってきた二次救急機能が損なわれることは許されないことから、関係市町を巻き込んだ一層踏み込んだ働きかけが必要と思われる。
- ・塩谷郡市医師会はこれまで、小児医療体制の確立を目指して塩谷総合病院内に「こども診療室」を開設したほか、県の委託を受けて医療機関の役割分担を研究する「医療機能分化推進委員会」を設置するなど、中核病院とかかりつけ医の連携について積極的に取り組んできた。そこで塩谷総合病院の移譲先選定にあたっては、地域医療連携強化の絶好の機会と捉え、ＪＡ栃木厚生連及び県、関係市町に対して必要な要望を行っていくとともに、珪肺労災病院移譲時の連絡会議のような枠組み作りにも積極的に関与していくべきと思われる。
- ・なお、塩谷総合病院に併設されている塩谷看護専門学校の扱いについては現在のところ不明だが、看護師不足の現状を踏まえ、移譲先が引き受けない場合には、県が県北高等看護専門学院（仮称）として公設化し、引き続き看護師の養成にあたるよう方向づけすることが望ましい。

別添 1 珪肺労災病院移譲の経過

- S24 「じん肺症」の専門療養を目的に労働省所管珪肺療養所が発足
- H15. 12 厚生労働省が平成 17 年度末までに珪肺労災病院を廃止する方向を示す
- H15. 12. 22 日光地区広域行政事務組合が厚生労働省や県選出国會議員に対して、存続を求める要望活動を実施
- H16. 3. 29 厚生労働省が県及び藤原町に対して、廃止を通知
- H16. 3. 30 厚生労働省が、労働福祉事業団（現在の（独）労働者健康福祉機構）が運営する労災病院の再編計画を発表。厚生労働省担当者は、同病院がここ数年毎年 1 億円以上の赤字を計上し、平成 14 年度末で累積赤字が 17 億 9,000 万円に達していることを明らかにした
- H16. 6 （独）労働者健康福祉機構、県、日光地区広域行政事務組合、厚生労働省が移譲先について意見交換する連絡会議を設置
- H16. 7. 28 県が独協医大への移譲を求める方針を固め、関係省庁に要望
～H16. 7 末 医師 20 名体制（非常勤含む）のうち 4 名が異動したことから、医療体制が弱体化し、収支の悪化も顕在化
- H16. 8. 2 「連絡会議」において、移譲先などについて協議
県と日光地区広域行政事務組合などが、移譲先については独協医大を軸に選定するよう国に要望
- H16. 10 県が病院取得費及び増設費約 10 億円のうち、5 億円の負担を表明（残額の 5 億円については関係市町村（塩谷町含む）が負担）
- ・最終的な譲渡額は国立病院の譲渡並みの本体価額の 1 割前後
 - ・県は県内で未定の第一種感染症指定医療機関に指定する方針
 - ・増設費は、小児科、産婦人科、神経内科増設に係る経費名目
- H17. 2. 4 独協医大への移譲が基本合意
- ・県は病院取得経費のほか、医療機能の充実と経営安定化に 5 億円以上の補助を実施。日光・今市地区の 5 市町村と塩谷町は、経営安定化を目的に別途 5 億円の補助を実施
- H18. 1. 23 譲渡契約が締結（土地・建物の譲渡額：3 億 2,000 万円）
- ・常勤医は 23 名確保の見通し
 - ・小児科、産婦人科、脳卒中の診療科増設は間に合わず
- H18. 3. 31 珪肺労災病院が廃止
- H18. 5. 1 独協医大日光医療センターが本格稼働
- ・同センターの中元隆明院長は「（中略）独協医大病院と、地域の病院とも連携していく」と説明。センターは急性期の患者を引き受け、慢性期の患者は周辺の病院に任せる役割分担の考えを示した。（平成 18 年 1 月 24 日付け下野新聞）

別添 2 佐野市民病院再建の経過

- S49 旧田沼、葛生町の一部事務組合が「県南総合病院」として開設
- H17. 2 新佐野市の成立により、佐野市民病院に移管
- H18. 9. 28 市政策審議会が「指定管理者制度」導入を答申
政策審議会→佐野市民病院の再生策を調査・審議してきた市長の諮問機関。
有識者、医療関係者、公募に応じた市民 20 名で構成。平成 17 年 9 月から
14 回に渡って会議を開催してきた
- H19. 1. 1 二次救急輪番から離脱
- H19. 1 末 新規入院の受け入れが中止
- H19. 1. 23 佐野市長が、「指定管理者制度」活用による公設民営方式により、事態を
打開する考えを明らかにする。一方、同病院との結び付きが強い独協医大
への指定管理者の委託は断念せざるを得ないとの認識を示す
- H19. 2. 7 市が市議会全員協議会で、「指定管理者制度」導入を目指す方針を示す。
また、平成 18 年度の市財政からの赤字補填額が 10 億円（前年度比＋1 億
2,000 万円）を突破する見込みを発表
・指定管理者引受先は、「指名」による選定とし、交渉では 4 月以降の医
師確保を最優先させ、新院長の派遣や政策医療、現行診療体制の維持、
現在の職員の雇用見込みなどを重点項目化
- H19. 2 市民有志 18 名が「市民病院を存続させる会」を結成
→H19. 11. 8 知事あてに 1 万 5,000 名超の署名を提出
- H19. 3 末 常勤医 8 名が全員退職 ←H9 度末には常勤医 29 名が在籍
- H19. 4 常勤医 2 名により診療継続（現在の常勤医 4 名）
- H19. 12. 21 市が、指定管理者候補として「医療法人財団青葉会」（東京都世田谷区）
と協議を開始したことを明らかにする
・佐野市は既に、青葉会と指定期間 10 年で合意済みだが、今後、病院の
赤字補てん▽職員の処遇▽診療科目——について詳細を詰める。（平成
19 年 12 月 22 日付け毎日新聞栃木県版）